

特許庁長官 殿

1 事件の表示

出願番号

2 請求人

識別番号

住所又は居所

氏名又は名称

3 証明に係る事項

4 交付方法

5 請求部数

6 手数料の表示

予納台帳番号

納付金額

〔備考〕

- 1 「事件の表示」の欄の「出願番号」には、「特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇」のように出願の番号を記録する。審判に係属中のものについては、「事件の表示」の欄の次に「審判番号」の欄を設けて、「無効〇〇〇〇-〇〇〇〇〇」のように当該審判の番号を記録し、かつ、「出願番号」に出願の番号を記録する。登録に関する手続書類については、「事件の表示」の欄の次に「特許番号」の欄を設けて、「特許第〇〇〇〇〇〇〇号」のように当該特許番号を記録する。
- 2 「氏名又は名称」は自然人にあつては、氏名を記録する。法人にあつては、名称を記録し、「氏名又は名称」の次に「代表者」の欄を設けてその代表者の氏名を記録する。
- 3 「氏名又は名称」（法人にあつては、「代表者」）の次に、「電話番号」又は「ファクシミリ番号」の欄を設けて、請求人の有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記録する。
- 4 「証明に係る事項」の欄は、次の要領で記録する。
 - イ 「証明に係る事項」の欄には、「証明に係る書類名に記録した事項について相違ないことを証明してください。」のように記録し、「証明に係る書類名」の欄を設けて、「移転登録申請書」のように記録する。この場合において、証明に係る書類が書類名だけで特定できないときは、その提出年月日を設け「令和何年何月何日提出の手続補正書」のように記録する。
 - ロ 特許願の「出願日」、「発明の名称」、「発明者」、「特許出願人」のうち特定の事項の証明を求める場合は、「証明に係る事項」の欄に、それぞれ「特許願を提出した出願の年月日」を、「特許願の発明の名称」を、「特許願の発明者の住所又は居所及び氏名」を、「特許願の特許出願人の住所又は居所及び氏名又は名称」を記録する。
- 5 「交付方法」の欄は、当該書類の証明書の交付を直接受ける場合は「手交」、郵便で証明書の交付を受ける場合は「郵送」のように記録する。
- 6 「請求部数」の欄は、証明書の交付を請求する数（部、通、枚等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記録する。
- 7 「手数料の表示」の欄は、第40条第2項の規定により法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「予納台帳番号」には予納台帳の番号を、「納付金額」には手数料の額（「円」、「」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。）を記録する。特許法第195条第8項ただし書、実用新案法第54条第7項ただし書、意匠法第67条第6項ただし書又は商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「予納台帳番号」を「振替番号」とし、振替番号を記録し、「納付金額」には納付すべき手数料の額を記録する。特許法第195条第8項ただし書、実用新案法第54条第7項ただし書、意匠法第67条第6項ただし書又は商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金において手数料を納付する場合であつて、第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「予納台帳番号」を「指定立替納付」とし、「納付金額」には納付すべき手

料の額を記録する。特許法第195条第8項ただし書、実用新案法第54条第7項ただし書、意匠法第67条第6項ただし書又は商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であって、納付情報を用い、電子情報処理組織を使用して特定手続を行うときは、「予納台帳番号」を「納付番号」とし、納付番号を記録する。この場合において、「納付金額」の欄は設けるには及ばない。

- 8 その他は、様式第1の備考4、5、7及び14と同様とする。この場合において、様式第1の備考7及び14中「記載」とあるのは、「記録」と読み替えるものとする。